

令和5年7月20日

関係所属長 殿

生活安全部長

特に迅速な対応を必要とする行方不明事案における警察の組織的機能の 発揮について（通達）

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案については、「行方不明者発見活動に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、「行方不明者発見活動要綱」（例規第6号長野県警察本部長）、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底について（通達）」（令和4年12月22日付け人少発第279号）、「行方不明事案への対応上の留意事項について（通達）」（令和4年12月22日付け人少発第281号）等に基づき、適切な対応に努めているところ、特異行方不明者の立ち回り見込先が他の都道府県警察に及ぶ事案への対応上の基本的な考え方等については、下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

記

1 基本的な考え方

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案のうち、福祉犯被害や自殺企図等、重大な事件や結果に至るおそれがあるなど、事案の危険性・切迫性から、特に迅速な対応を必要とするものについては、特異行方不明者の立ち回り見込先が遠方の都道府県警察に及ぶ場合であっても、関係する都道府県警察の連携不足でその対応が遅れ、事態の悪化を招くようなことは決してあってはならない。下記2(1)の対象事案への対応に当たり、特異行方不明者の立ち回り見込先等を管轄する警察署は、人身の安全を早急に確保するという共通の目的を達成するため、相互協力の精神に基づく積極的な対応を図り、規則第3条第4号に規定する警察の組織的機能を十分に発揮すること。

2 都道府県警察間の手続等

(1) 対象事案

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案のうち、事案の危険性・切迫性から、特に迅速な対応を必要とする事案

(2) 行方不明者届を受理した警察署長による手配等

行方不明者届を受理した警察署長（以下「受理署長」という。）は、居所、友人宅、店舗、宿泊施設等の行方不明者の立ち回りが予想される場所が、受理署長等による行方不明者発見活動によって、一定の確度で明らかとなっている場合、立ち回り見込先を管轄する都道府県警察の警察署長（以下「管轄署長」という。）に対して、規則に基づく「特異行方不明者手配」を積極的に行うとともに、特異行方不明者手配を実施した際は、警察官等を現地に派遣するなど、管轄署長と緊密に連携すること。

なお、受理署長は、特異行方不明者手配が、管轄署長に対して発見活動を義務付けるものである点に配慮し、人身安全・少年課から必要な指導・助言を受けるなどしながら、手配の必要性を適切に判断すること。

(3) 「特異行方不明者手配」を受けた管轄署長の責務等

「特異行方不明者手配」を受けた管轄署長は、規則に基づき、発見活動を行う責務を負っていることから、人身安全・少年課から必要な指導・助言・支援を受けるなどしながら、合理的な範囲で特異行方不明者の発見活動等を行うこと。

3 留意事項

警察署長は、受理署長から特異行方不明者の発見活動の協力要請がなされた場合は、特異行方不明者の立ち回り見込先が、具体的に明らかとならない場合にあっても、特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性が認められると判断したときは、都道府県警察における相互協力の精神に基づく積極的な対応を図り、発見活動等を行うこと。

担 当：人身安全・少年課（人身安全対策係）